

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	変更事項	変更年月日
訪問看護メニーピープル広島西	(旧)広島市佐伯区五月が丘一丁目33番3-401号	令和8年6月1日
	(新)広島市佐伯区石内東一丁目10番8号	
定期巡回メニーピープル広島西	(旧)広島市佐伯区五月が丘一丁目33番3-401号	令和8年6月1日
	(新)広島市佐伯区石内東一丁目10番8号	
医療法人社団 土居会 土井外科・消化器内視鏡クリニック	(旧)医療法人社団 土居会 土井クリニック	令和8年5月8日
	(新)医療法人社団 土居会 土井外科・消化器内視鏡クリニック	
エコール訪問看護ステーション	(旧)広島市安佐南区大町東一丁目19番43号	令和8年1月19日
	(新)広島市安佐南区大町東一丁目18番44号	